

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG  
特定再資源化等物品関係検討タスクフォース  
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会  
特定再資源化等物品関係検討小委員会  
合同会議報告書（案）に関するパブリックコメントの募集について

平成15年3月14日  
経済産業省製造産業局自動車課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

昨年7月に成立した使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）については、平成16年末を目途に本格施行の予定となっておりますが、現在、産業構造審議会及び中央環境審議会の両審議会合同会議において施行に向けた詳細な制度設計について検討が行われているところです。

特に、自動車製造業者及び輸入業者（自動車製造業者等）が引き取ってリサイクルする品目（特定再資源化物品：具体的には、シュレッダーダスト（自動車破砕残さ）及びエアバッグ類）の再資源化に関しては、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG特定再資源化等物品関係検討タスクフォース及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会特定再資源化等物品関係検討小委員会合同会議（座長：永田勝也早稲田大学理工学部教授）にて昨年10月から検討が行われており、これまでの計5回にわたる審議結果を踏まえて、報告書（案）がまとめられました。

つきましては、本報告書（案）について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領でパブリックコメントを募集いたしますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG特定再資源化等物品関係検討タスクフォース及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会特定再資源化等物品関係検討小委員会合同会議報告書（案）」

参考資料（1～13）

別紙（1～2）

経済産業省ホームページにも掲載しております。

URL : <http://www.meti.go.jp/feedback/data/i30314aj.html>

また、自動車リサイクル法の概要及び条文につきましては、以下のURLから御参照下さい。

(1)概要 URL : <http://www.meti.go.jp/policy/automobile/recycle/Regaiyou.pdf>

(2)条文 URL : <http://www.meti.go.jp/policy/automobile/recycle/Rejoubun.pdf>

## 2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体等）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で、「経済産業省製造産業局自動車課」宛に送付してください。（電話での意見は受付できませんので御了承ください。）

電子メールの場合（テキスト形式でお願いします）

電子メールアドレス：a-recycle@meti.go.jp

件名を「自動車リサイクルに関する意見」としてください。

郵送の場合

〒100 - 8901

東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1 経済産業省製造産業局自動車課内

赤字で「自動車リサイクルに関する意見」と記入してください。

FAXの場合

FAX番号：03 - 3501 - 6691

「自動車リサイクルに関する意見」と記入してください。

## 3. 意見募集期限

平成15年4月7日（月）17：00まで（必着）

## 4. お問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課 担当：諸永、佐藤（貴）

TEL：03 - 3501 - 1690

## 5. 御意見の取扱い等

皆様からいただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、すべて公表させていただく可能性があることを御承知おきください。

なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予め御了承願います。

以上